



7. 「監査の状況」

(改正内閣府令で新たに求められている記載項目の参考となる部分)

 : 監査の状況 (内部監査の実効性を確保するための取組
(デュアルレポーティングを含む))

 : 上記 (改正内閣府令に関する事例) 以外で好事例として着目したポイント

目次

○有価証券報告書の事業の状況ほかに関する開示例

7. 「監査の状況」の開示例	(番号)
● ● 味の素株式会社	7-1~7-3
● ● 日清食品ホールディングス株式会社	7-4~7-6
● ● 株式会社ベルシステム24ホールディングス	7-7~7-8
● 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	7-9
● 三井物産株式会社	7-10
● ● 三菱商事株式会社	7-11~7-12
● ● オムロン株式会社	7-13
● ● 株式会社リコー	7-14~7-16
● 不二製油グループ本社株式会社	7-17

(改正内閣府令で新たに求められている記載項目の参考となる事例) -----

● : 監査の状況 (内部監査の実効性を確保するための取組 (デュアルレポートイングを含む))

● : 上記 (改正内閣府令に関する事例) 以外の好事例

投資家・アナリストが期待する主な開示のポイント：監査の状況

- 監査の状況は、会社のリスク管理の観点から非常に重要な項目と認識
- 監査役による監査の実効性を確認する観点から、取締役会、監査役会以外の会議への監査役の出席状況の記載は有用
- 監査役会等の活動状況について、例えば、監査役等がどこにリスクがあると認識し、そのリスクに対してのどのような対応策を検討したのか等、具体的な議論の状況を開示することは、監査役会等の取組みを理解することができるため有用
- 内部監査の実効性確保のための体制整備として、デュアルレポーティングラインを構築・運用していることの開示は、リスクに対する会社の意識を理解することができるため有用
- 会計監査人の監査品質は、企業情報の信頼性を確保するための基盤となる。このため、会社による会計監査人に対する評価のプロセスや結果が具体的に開示されることは有用
- KAMIに関して、監査役が監査人とどのような議論を行ったのか、監査人のリスク認識等に対してどのような判断を行ったかについて具体的に開示することは有用

7. 「監査の状況」の開示例

●味の素株式会社（1/3）有価証券報告書（2022年3月期） P81-85

【監査の状況】 ※ 一部抜粋

① 監査委員会監査の状況

1. 組織・人員

当社は2021年6月23日開催の第143回定時株主総会の終結の時をもって監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行しました。

以下は、特に記載のない限り当事業年度末における状況を記載しています。

監査委員会は、4名の監査委員からなり、3名の独立社外取締役および1名の当社事業に精通した非業務執行の社内取締役が、内部監査部門を効果的に活用しつつ、従来の監査役会にて長年培ったノウハウ・強みを踏まえ、監査委員自らも直接監査活動を行い経営監査の実効性を高める仕組み（ハイブリッド監査）により、モニタリングレベルの高い「監督」を実現します。

当監査委員会は、最低1名は財務および会計に関して相当程度の知見を有する者を含めることとしており、また社外監査委員候補者については、法律もしくは会計に関する高度な専門性または企業経営に関する高い見識を有することを基軸に原則3名以上を選定することとしています。現在、監査委員長は土岐敦司社外取締役が務めており、天野秀樹社外取締役を財務・会計に関する相当程度の知見を有する監査委員として選任しています。土岐敦司氏は、会社法に精通した弁護士として専門的な知識と豊富な経験を有し、2016年6月に当社社外監査役に就任し、2021年6月より当社監査委員長を務めています。天野秀樹氏は、1980年に公認会計士登録して以来、企業会計に長年携わり、2011年には有限責任 あずさ監査法人副理事長（監査統括）、2015年には同法人エグゼクティブ・シニアパートナーを歴任し、2018年6月に当社社外監査役に就任し、2021年6月より当社監査委員を務めています。また、引頭麻実社外取締役は、証券会社やシンクタンクに長年勤務し幅広い見識と豊富な経験を有するほか、証券取引等監視委員会委員を務めた知見を有し、2020年6月に当社社外監査役に就任し、2021年6月より当社監査委員を務めています。

各監査委員の当事業年度に開催した監査委員会（指名委員会等設置会社移行以前の監査役会を含む）および取締役会への出席率は、次のとおりです。

役職名	氏名	当事業年度の出席率	
		監査委員会	取締役会
監査委員長 （独立社外取締役）	土岐 敦司	100%（15回/15回） （うち監査役会5回）	94%（16回/17回）
監査委員 （独立社外取締役）	天野 秀樹	100%（15回/15回） （うち監査役会5回）	100%（17回/17回）
監査委員 （独立社外取締役）	引頭 麻実	100%（15回/15回） （うち監査役会5回）	100%（17回/17回）
常勤監査委員 （社内取締役）	栃尾 雅也	100%（10回/10回） （うち監査役会-回）	100%（17回/17回）

（注）栃尾雅也氏は、2021年6月23日の常勤監査委員就任後に開催された監査委員会への出席状況を記載しています。

監査委員会の職務を遂行する組織として監査部内に監査委員会事務局を設置し、内部統制・監査委員会担当執行役たる監査部長を事務局長として、2022年3月末時点で適正な知識、能力、経験を有するスタッフを9名（専任7名、兼任2名）配置し、監査委員会の職務遂行のサポートを行っています。監査委員会は監査部長の選解任および評価に主体的に関与するとともに、監査委員会スタッフの人事評価、人事異動および懲戒処分に主体的に関与することで、執行役からの独立性を高め、監査委員会の指示の実効性を確保しています。

2. 監査委員会の活動状況（指名委員会等設置会社移行以前の監査役会を含む）

監査委員会は、取締役会開催に先立ち月次に開催される他、必要に応じて随時開催されます。当事業年度は合計15回開催し、1回あたりの所要時間は約1時間10分でした。年間を通じたような決議、報告、審議・協議がなされました。

決議 15件： 監査報告書、選定監査委員・特定監査委員の選定、監査委員会監査基準の制定、監査委員会監査方針・監査計画・職務分担、会計監査人再任、会計監査人の報酬等の同意、会計監査人の選任・解任・再任・不再任に関する内規制定 等

報告 36件： 内部監査計画、監査委員会月次活動状況、監査委員会ホットライン通報、会計監査人の再任に向けた評価 等

審議・協議 7件： 取締役会への監査委員会報告、会計監査人の再任・不再任評価プロセス 等

また、監査委員会を補完し、各監査委員の監査活動その他の情報共有を図るため監査委員連絡会（指名委員会等設置会社移行以前の監査役連絡会を含む）を毎月1回開催しています（当事業年度12回実施）。

3. 監査委員の主な活動

監査委員は、取締役会に出席し、議事運営、決議内容等を監査し、必要により意見表明を行う他、主に常勤監査委員が、経営会議、企業行動委員会等の社内の重要な会議または委員会に出席しています。

監査委員全員による執行役社長・コーポレート担当の専務執行役との会談を四半期毎に年4回開催し、監査報告や監査所見に基づく提言を行っています。また、2022年4月には常勤監査委員とコーポレート担当の執行役との面談を実施し、管掌部門の課題認識等に関して意見交換を行い、コーポレート・ガバナンスの実効性向上に向けて必要に応じた提言を行っています。その他、必要に応じ取締役・執行役および各部門担当者より報告を受け意見交換を行っています。

当事業年度は、コロナ禍の状況下、直接の監査・往査の実施はできるだけ控え、オンラインでのリモート監査を多用する監査活動となりました。リモート監査に際しては重点監査ポイントにつき事前の動画撮影等も選択的・効果的に取り入れました。また、会計監査人の海外ネットワークを活用した海外監査法人とのオンライン・ミーティングを実施する等、例年にも劣らず効果的な情報入手・意見交換に努め、適切なモニタリングを行なうことができました。

監査委員会は、当事業年度は主として1) ガバナンス状況のモニタリング、2) リスクへの対応、3) 監査委員会体制の構築と会計監査人との連携、4) グループ会社調査、を重点監査項目として取り組みました。

1) ガバナンス状況のモニタリング

指名委員会等設置会社移行後の新たな取締役会規程、ガバナンスに関するグループポリシー（GGP）に基づく経営執行の執行役への委譲と取締役会による適切な監督機能の発揮その他、ガバナンス体制の運用状況をチェックし、取締役会に報告・意見具申を行いました。GGP意思決定運用状況のモニタリングを継続し、監査委員会にて共有・確認するとともに、四半期毎に開催の執行役社長・コーポレート担当専務執行役との会談で状況報告と提言を実施しました。2022年4月には、2021年度の内部統制システムの運用状況につき、執行側が実施した有効性検証結果の報告を受け、継続的改善に向けた提言等を行いました。

また、中期経営計画の進捗、サステナブル視点での経営およびSDGs観点からの事業運営については取締役会に出席し意見表明を行う他、部門監査・グループ会社調査において直接状況を聴取し提言することを通じてモニタリングを行いました。

■ 監査委員会の活動状況について、実施した決議、報告、審議・協議の内容及び件数に加え、1回あたりの所要時間を記載

7. 「監査の状況」の開示例

●味の素株式会社（2/3）有価証券報告書（2022年3月期） P81-85

【監査の状況】 ※ 一部抜粋

2) リスクへの対応

安全・品質・環境、情報管理(含む個人情報)、労務管理等に起因するリスクに対し、企業行動委員会、サステナビリティ委員会に常勤監査委員が出席し、コンプライアンス、リスク・マネジメントの取り組みをモニタリングしました。

また、内部通報制度の実施状況のモニタリングを継続するとともに、その一翼を担う監査委員会ホットラインにおいてグループ会社の役員に関する通報に監査委員が直接対応しました。対応状況については監査委員会で報告後、取締役会にも報告されています。

3) 監査委員会体制の構築と会計監査人との連携

監査部の内部監査を効果的に活用しつつ、従来の監査役会にて長年培ったノウハウ・強みを踏まえ監査委員自らも直接監査活動を行い経営監査の実効性を高める仕組み(ハイブリッド監査)の構築に取り組みました。内部統制・監査委員会担当執行役たる監査部長が監査委員会事務局長を務めることで内部監査部門との一体運営を行い、監査の実効性、効率性の向上を図りました。

社内関連部門と連携し会計監査人との実効的な連携体制の定着および監査委員・監査部・会計監査人の相互連携による三様監査の更なる充実に努めました。

4) グループ会社調査

国内グループ会社11社の常勤監査役10名との会議・面談を年4回実施し、また常時情報共有をグループ監査役と行いました。

オンラインでのリモート監査や会議出席も利用した国内・海外グループ会社調査を効果的に実施し、部門監査と合わせて26箇所で監査・調査を実施しました。対応状況については監査委員連絡会で報告後、取締役会にも報告されています。

5) 会計監査人の評価および再任・不再任の決定:

当社の監査委員会監査基準に定める会計監査人の選任等の手続きに基づき、監査委員会の定める「会計監査人の選任および再任の基準」に従い、会計監査人の評価、関係者からのヒアリング等を行い、会計監査人の職務遂行状況、監査体制、独立性および専門性等が適切であるか、以下のとおり確認しました。

時期	具体的な実施内容
10月25日	第5回監査委員会にて、第145期会計監査人の再任・不再任評価プロセスを審議。
12月10日	会計監査人より監査法人としての品質管理体制の説明を受ける。
1月27日	第8回監査委員会にて、会計監査人による上記説明を基に、監査法人の品質管理体制について評価。会計監査人は「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）に対し、すべての原則を適用し、適切な品質管理体制が整備されていることを確認。 社内被監査部門による会計監査人评价の項目および会計監査人评价に向けた国内外主要グループ会社へのアンケート項目およびスケジュールを確認。
1月31日～ 2月28日	社内被監査部門による会計監査人评价（監査チームや監査の実施状況等）および国内外主要グループ会社でのアンケート（国内グループ会社における監査役との連携および海外ネットワーク・ファームとの連携等）を実施。
3月24日	第10回監査委員会にて、評価およびアンケート結果を共有。

更に、当事業年度終了後、公認会計士・監査審査会のフォローアップ検査および日本公認会計士協会の品質管理レビューの結果報告を受け、検査およびレビュー結果に特段の問題がないことも確認しました。その結果、現会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、「会計監査人の選任および再任の基準」を満たしていることから、2022年度第145期における会計監査人は有限責任 あずさ監査法人を再任することを監査委員会で決定しました。

6) 他の社外取締役との連携

社外監査委員3名は、他の社外取締役3名との間で「社外取締役連絡会」を開催し、指名・報酬・監査各委員会の活動を共有するとともに、当社グループの基本情報につき執行役から説明を受け、意見交換を行いました。当事業年度は2021年9月28日、2021年11月29日および2022年2月25日の3回実施しました。

② 内部監査の状況

1. 組織、人員および手続き

当社の内部監査は、監査部が内部監査規程および監査計画に従い、業務運営組織に対して業務監査を、関係会社に対して経営監査・業務監査を実施しています。監査部長は、執行役社長に内部監査報告書を提出し、その写しを常勤監査委員および監査対象の業務運営組織等に送付し、監査対象組織に対して指摘事項への回答その他問題点の是正を求め、実施状況を確認しています。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価および報告を監査部で実施しています。内部監査および財務報告に係る内部統制の評価および報告に関わる要員の数は、33名(2022年3月31日現在)です。

2. 内部監査、監査委員会監査および会計監査の相互連携

1) 内部監査と監査委員会監査との連携状況

監査部長は、監査委員会による効率的な監査の遂行に資するよう、内部監査報告書を都度常勤監査委員に送付し監査委員会に毎月報告するほか、監査委員会へ四半期毎に活動報告を行い、監査委員会および監査部相互の監査計画ならびに実績を共有し、意見交換を実施しています。

内部監査と監査委員会(指名委員会等設置会社移行以前の監査役会を含む)監査の主な連携内容は、次のとおりです。

連携内容	時期	概要
内部監査四半期活動報告	5月27日 7月28日 11月5日 1月27日	各四半期の監査結果・活動内容(財務報告に係る内部統制評価状況の報告を含む)の共有および意見交換。
財務報告に係る内部統制評価状況の報告	4月22日	前年度の財務報告に係る内部統制の評価状況を報告。

2) 内部監査と会計監査との連携状況

監査部長は、会計監査人との四半期ごとの定期的な打合せ、意見交換に加え、必要に応じて随時に打合せ、意見交換を実施しています。

- (1) 会計監査人の評価及び再任・不再任の決定のため、公認会計士・監査審査会のフォローアップ検査や、日本公認会計士協会の品質管理レビューの結果報告を確認している旨を端的に記載
- (2) 内部監査の報告先を執行役社長及び監査委員等としている(デュアルレポート)旨や、監査委員会監査及び会計監査との連携内容や、その時期についても端的に記載

7. 「監査の状況」の開示例

●味の素株式会社（3/3）有価証券報告書（2022年3月期） P81-85

【監査の状況】 ※ 一部抜粋

3) 監査委員会監査と会計監査の連携状況

監査委員会は、期中において味の素(株)グローバル財務部および味の素フィナンシャル・ソリューションズ(株)からの四半期決算報告(会計監査人同席)への出席、四半期レビュー結果報告、三様監査ディスカッション等ほぼ毎月1回の頻度で会計監査人との定期会合を開催し(当事業年度は19回実施)、会計監査人の監査計画・重点監査項目・監査状況等の報告を受け、情報交換を図るとともに、有効かつ効率的な会計監査および内部統制監査の遂行に向けて意見交換を行いました。前期より適用となったKAM(監査上の主要な検討事項)については、監査および四半期レビュー計画説明時にKAM候補の提示を受け、その後四半期レビュー結果報告の際にそれらに関しての監査上の対応や検討状況の説明を受けて意見交換を行っております。また、会計監査人の海外ネットワークを活用した海外主要国・地域の監査法人とのクライアントサービスミーティングを開催し、グローバルなモニタリングの強化に役立てました。

監査委員会監査と会計監査の主な連携内容は、次のとおりです。

ただし、監査計画概要説明(4月12日)、四半期決算説明(5月6日)、会社法監査結果報告(5月12日)、三様監査ディスカッション(4月16日)は監査役会に向けて実施されたものとなります。

会議名	実施時期	概要
監査計画概要説明	4月12日	当事業年度の監査計画の概要説明を受け、意見交換を行う。
監査および四半期レビュー計画説明	7月16日	当事業年度の監査および四半期レビュー計画ならびに監査報酬案の説明を受け、意見交換を行う。
四半期決算説明	5月6日 7月28日 11月1日 1月27日	味の素(株)グローバル財務部および味の素フィナンシャル・ソリューションズ(株)より四半期(および年度)決算につき会計監査人同席の上で説明を受ける。
四半期レビュー結果報告	8月6日 11月9日 2月8日	各四半期のレビュー結果の報告を会計監査人より受け、意見交換を行う。
会社法監査結果報告	5月12日	会社法に基づく、連結計算書類および計算書類等の監査結果の報告を受ける。
三様監査ディスカッション	4月16日 9月7日 12月17日 3月9日	監査委員会、監査部および会計監査人が三様監査の実効性向上に向け相互の監査状況についての情報共有、意見交換を行う。また、会計監査人から三様監査の質的向上に資する情報の提供を受け、相互の監査に活かすべく意見交換を行う。
クライアントサービスミーティング	11月17日 2月18日 3月7日 3月23日	会計監査人の海外ネットワーク監査法人(北米(11月17日)、アセアン(2月18日)、タイ(3月7日)、ブラジル(3月23日))から報告を受け、意見交換を行う。
監査法人の品質管理体制説明	12月10日	会計監査人より、有限責任あずさ監査法人の品質管理体制について説明を受け、意見交換を行う。

3. 内部監査、監査委員会監査および会計監査と内部統制部門との関係

監査部、監査委員会、会計監査業務を執行した公認会計士と味の素(株)グローバル財務部および味の素フィナンシャル・ソリューションズ(株)は定期的な打合せを実施し、内部統制に関する報告、意見交換を実施しています。監査部および監査委員会は、各々内部監査および監査委員会監査の手続きにおいて、その他の内部統制部門と意思疎通を図り、また、会計監査人も、味の素(株)グローバル財務部および味の素フィナンシャル・ソリューションズ(株)を通じてその他の内部統制部門と、必要に応じて意見交換等を実施しています。

- 監査委員会監査と会計監査の連携状況について、具体的な実施時期とともに、実施した会議名、その概要を分かりやすく記載

7. 「監査の状況」の開示例

●●日清食品ホールディングス株式会社（1/3） 有価証券報告書（2022年3月期） P79-82

【監査の状況】 ※ 一部抜粋

① 監査役監査の状況

(ア) 組織・人員

当社は、監査役会設置会社であり、その構成は常勤監査役2名と非常勤監査役1名、この3名のうち2名が社外監査役であります。

また、監査役会に直属する監査役室を設置し、監査役の職務を補助する専任スタッフは増員して3名を配置しております。当該監査役スタッフの人事異動、業績評価等に関しては監査役の同意を得るものとし、取締役からの独立性を高め、監査役の指示の実効性を確保しております。

(イ) 各監査役の経験および能力

a. 常勤監査役 澤井政彦氏は、長らく当社グループの国内外財務経理部門において要職を歴任しており、財務統制および経営管理の経験・知見ならびに内部統制の高度化に資する情報収集力を監査業務に活かしております。

監査役会の議長をはじめ、三様監査及びグループ監査役会においてもリーダーシップを発揮して円滑な議事運営に寄与しており、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための積極的な発言を行っています。事業会社の財務体制、ガバナンスに関する高い見識を有しております。また、当該事業年度開催のすべての経営会議、投融资委員会、コンプライアンス委員会にも出席しており、グループ全体の投資やコンプライアンス体制にも積極的に提言や質問を行っています（連結子会社の監査役兼職数 3）。

b. 常勤監査役 亀井温裕氏は、財務・会計の専門家としての知見及び企業経営者としての豊富な経験から、取締役会において、社外取締役と監査役とのコミュニケーションのさらなる充実を目的とした問題提起や、内部統制システムの構築に関する具体的な提言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための積極的な発言を行っています。また、当事業年度開催のすべての経営諮問委員会にも出席しており、特に当社の取締役会の実効性を高める施策に関して提言を積極的に行う等、委員として多様な視点から問題提起を行っています（連結子会社の監査役兼職数 4）。

c. 非常勤監査役 向井千杉氏は、弁護士としての専門性と豊富な経験、また、他社における監査役の経験に基づく企業経営統治に関する高い見識から、取締役会において、当社グループ全体の規程管理等の内部統制システムの強化に資する提言や、審議する案件の網羅性に関する質問や助言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための積極的な発言を行っています。また、当事業年度開催のすべての経営諮問委員会にも出席しており、企業法務に精通した経験豊富な弁護士としての専門的な見地から、提言や質問を積極的に行っております。

(ウ) 監査役および監査役会の活動状況

(監査役会の主な活動)

a. 取締役会に出席し、議事運営・決議内容等を監査し、必要に応じて意見表明を行っています。その他の企業統治に関する機関については、常勤監査役が経営会議、社外監査役が経営諮問委員会に出席しております。

また、業務執行を行わない役員が経営上の優先課題について認識共有をする場である独立社外取締役・監査役連絡会を開催し、事業上のリスクに関するテーマ(①財務プラットフォームの現状と課題、②生産プラットフォームにおける中長期テーマとしての供給力強化、③戦略を支える人材・組織改革)について議論を行いました。

b. 業務執行取締役とは複数回の面談を実施すると共に、17人の執行役員およびチーフオフィサー全員へのヒアリングも実施し、当社グループの経営課題が明確に共有された業務執行状況であることを確認しております。

重要な決裁書を開覧し、社内決議に基づいた承認手続きを確認しております。また、重要な投融资案件を審議する投融资委員会にも出席し意見を述べております。

c. 当事業年度は41事業所について往査を通じて適正な事業運営であることを確認し、作成した監査調査書は監査役間で共有しております。監査の実効性向上を図るため、6回の三様監査会議において内部監査室及び会計監査人と監査所見や内部統制の状況の情報交換を行うと共にガバナンスの高度化や企業価値向上に向けた議論も行いました。なお、決算監査と棚卸監査は別途実施しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、監査役監査はリモートのWeb会議システムも活用して当初計画に沿った監査活動を行いました。今後もリモート監査を取り入れ効率的に適正な監査も取り入れ効率的な監査を行う予定です。

(2)

なお、監査役と会計監査人との連携内容は、次のとおりです。

連携内容	概要	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
四半期レビュー報告	決算監査の状況等の説明		■		■				■				■
監査計画等の説明	監査計画及び監査報酬案				■	■							
三様監査	監査活動の共有と意見交換		■		■		■		■		■		■
監査報告書	会社法・金融商品取引法監査の結果		■	■									
内部統制監査報告	監査結果の説明				■								
情報・意見交換	KAMやグループガバナンス等			■		■		■		■			■

(3)

(監査役会の活動)

当事業年度は主として、下記を重点監査項目として取り組みました。1回あたりの所要時間は約1時間半でした。また、決議事項は21件、報告事項は49件、審議・協議事項は6件でした。その主な内容は、次のとおりです。

- (決議事項)：監査実施計画、会計監査人再任、会計監査人の監査報酬に対する同意、監査役会の監査報告書、監査役選任議案に対する同意等
- (報告事項)：監査実施概要報告、非常勤監査役への報告、重要会議出席、取締役会への監査役報告、経営会議等の重要案件の概要報告等
- (審議・協議事項)：年間監査計画、会計監査人の報酬の妥当性、監査役会の実効性評価、デジタルガバナンス、会計監査人の評価および再任・不再任、監査報告書等

(1) 監査役の活動内容について端的に記載

(2) 監査役と会計監査人の連携状況について時系列に沿って端的に記載

(3) 監査役会において実施した決議、報告、審議・協議の内容及び件数に加え、1回あたりの所要時間を記載

7. 「監査の状況」の開示例

●●日清食品ホールディングス株式会社（2/3） 有価証券報告書（2022年3月期） P79-82

【監査の状況】 ※ 一部抜粋

(2)

なお、重点監査項目としては、主として下記の項目につき取り組みました。

a. 食品の安全・安心への取り組み状況

食物アレルギー、GMO検査、微生物検査などによる危害物質のリスク管理の状況、工場監査及び商品事故に対する原因究明と再発防止への取り組み状況を確認いたしました。

b. 情報管理の状況

サイバーセキュリティ対策、グローバルITガバナンス及びデータドリブン経営基盤の整備状況などについて確認し、IT関連のインシデント発生時を想定したリスクシナリオ及び行動指針の文書化整備の状況を確認いたしました。

c. 健康経営への取り組み状況

保健指導や産業医面談による従業員の健康サポート、感染症対策としてのワクチンの職域接種をはじめ、従業員のメンタルヘルスチェックなどの取り組み状況を確認いたしました。

d. 決算処理の状況

昨年に引き続き、KAMの選定において会計監査人と協議すると共に、棚卸資産及び固定資産の管理状況と評価損及び減損の会計処理について確認いたしました。また、新たに適用される会計基準に伴う注記事項等の記載についても確認いたしました。

e. 新規事業への取り組み状況

「日本を、未病対策先進国へ」をスローガンに取り組みを始めた、おいしい完全栄養食の事業の活動状況について確認いたしました。

(1) (監査役会の実効性評価)

昨年度、監査役会においてその実効性評価に関してアンケート形式で自己評価を実施し、英 Financial Reporting Council のガイドライン等も参照しつつ討議を重ねましたが、引き続き監査役会の実効性に関して同様の自己評価を実施し、監査手法の見直しや次年度の監査計画に反映させるべく討議いたしました。

< 評価実施方法と評価結果 >

監査役会における審議の頻度・深度・事前準備の状況等や、取締役・会計監査人・内部監査部門との関係で報告や議論の状況等について18の評価項目のアンケートに沿って各監査役から意見表明を求めました。

a. 監査役が重要会議に出席し意思決定プロセスや内部統制の整備・運用状況に関する意見表明を行っているほか、業務執行取締役・執行役員との面談や事業所への往査を通じて実効的な監査が実施されている現状を検証・確認いたしました。また、社外取締役・会計監査人・内部監査部門とのコミュニケーションが高度化されてきている状況は維持・継続すべきものとの認識が共有されました。

b. 事業環境変化に伴う新たなリスクも意識しながら監査品質の高度化を図ることの重要性も討議され、環境関連政策、フードロス対応策、デジタルガバナンス、グループガバナンス、能動的な情報開示等に関する議論を今後も継続することいたしました。

c. 特にサステナビリティ課題への取り組みや情報開示に対する監査は、社会的信頼に込め得る良質な企業統治体制確立のために重要であることを再認識し、監査役としてもエンゲージメントを意識して活動することとしました。

(重要な会議への出席状況)

	澤井 政彦	亀井 温裕	向井 千杉
監査役会	100% (11/11)	100% (11/11)	100% (11/11)
取締役会	100% (10/10)	100% (10/10)	100% (10/10)
経営諮問委員会(注)	—	100% (3/3)	100% (3/3)
経営会議(注)	100% (24/24)	100% (24/24)	—
三様監査会議	100% (6/6)	67% (4/6)	—
グループ監査役会	100% (10/10)	90% (9/10)	—
投融资委員会(注)	100% (14/14)	100% (14/14)	—
コンプライアンス委員会(注)	100% (5/5)	—	—

(注) 議決権を有しないオブザーバーとして出席し意見を表明しております

(1) 監査役会の実効性評価について端的に記載

(2) 監査役会、取締役会への出席状況に加え、それ以外の会議への出席状況も含め記載

●●日清食品ホールディングス株式会社 (3/3) 有価証券報告書 (2022年3月期) P79-82

【監査の状況】 ※ 一部抜粋

② 内部監査の状況

(ア) 活動概要

当社の内部監査は、「経営目標の実現に貢献すべく、リスクベースで客観的なアシュアランスを提供すること」を目的とし、業務監査及び金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制評価」を実施しています。2021年度には、日清食品グループ内部監査規程及びリスクベースの監査計画に基づき、国内外のグループ37事業所の業務監査を実施しました。実施内容については、主にグループ各社の業務執行における各種法令、諸規程への準拠性及び統制手続きの有効性を評価した上で、助言・改善提案をしております。また、2020年度に着手した簡易外部品質評価について、IPPF(専門職的実施の国際フレームワーク)への適合状況の分析を完了し、グローバルスタンダード水準の監査品質への高度化プロジェクトを推進しております。

(イ) 組織・人員

内部監査室の2022年3月末現在の人員は9名で構成されており、多様な国内外部署の管理職経験者や公認内部監査人、公認会計士、公認情報システム監査人などの資格を有する専門人材を配置しています。また、室員のスキルマトリックス(技能一覧表)に基づき、各監査人の技能・知見を可視化し、適切なスキルミックスを踏まえた監査体制を構築しています。レポートラインについては、コーポレートガバナンス・コード補充原則4-13③の改訂を踏まえ、業務執行部門から独立し、CEO及び取締役会の2つの報告経路を保持しています。取締役会には年4回の定期報告及び年度総括報告を行っています。

(ウ) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

内部監査室は、監査役及び会計監査人と連携することにより、業務の重複を最小化し、リスクの高い領域を全体として網羅することにより、内部監査の有効性を高めることに努めております。また、監査役及び会計監査人との三者間で隔月に三様監査会議を開催し、相互に情報交換を行うなど緊密な連携を保っています。特に、監査役とは各種会議体に加え、特定のリスク情報やグループガバナンスに関する相互の課題認識などを密接に意見交換しています。

なお、監査役と会計監査人との連携内容は、次のとおりです。

連携内容	概要	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
情報・意見交換	ITインフラ・ガバナンス規程	◆	◆			◆	◆						
	グループガバナンスの課題								●			■	●
内部統制監査	J-SOX評価監査		■					■	■	■			■
	内部統制評価の協議		●	●									
情報共有	監査活動報告・計画案		●		●		●		●		●	◆	●

<凡例> ◆監査役との連携 ■会計監査人との連携 ●監査役・会計監査人との連携(三様監査会議を含む)

(エ) グループ会社の内部監査部門との連携

内部監査室は、内部監査部門を設置している当社グループ会社3社と、監査実施内容や内部統制に関する定期的な情報交換を四半期毎に実施し、緊密な連携を図っています。また、同部門の監査報告書や活動報告をレビューすることにより、グループ間の内部監査品質の継続的モニタリングも実施しております。

(1) 内部監査の実効性を確保するための取組みとして、コーポレートガバナンス・コード補充原則4-13③の改訂を踏まえ、内部監査のレポートラインとして、CEO及び取締役会の2つの報告経路(デュアルレポートライン)を保持している旨を記載

(2) 内部監査と監査役、会計監査人の連携内容について端的に記載

●株式会社ベルシステム24ホールディングス（1/2）有価証券報告書（2022年2月期） P56-58

(1) 【監査の状況】 ※ 一部抜粋

d 常勤監査役及び社外監査役の活動状況

常勤監査役及び社外監査役の監査活動は、業務監査と会計監査に大別され、法令・コンプライアンス遵守状況、リスクマネジメント体制の整備・運用状況、内部統制システムの整備・運用状況、財務報告開示内容の適正性、会計監査人の監査の相当性等を監視・検証しております。また、2022年2月期は新型コロナウイルス感染症の影響により従来の監査活動は一部制限を受けましたが、各種会議への出席、役員・社員へのインタビュー・会計監査人との会合等において新たにオンライン形式も併用しながら実施したことで、結果として監査活動に大きな支障を来すことはございませんでした。

常勤監査役は、日常の監査活動において高度な社内情報力を駆使し、企業集団の状況を把握し、適宜社外監査役へ情報を共有し意見交換を行っております。また、日常監査において発見された事項について取締役・執行役員に対して適宜業務改善提言を行っております。社外監査役は、その幅広い実務経験や高度な専門知識に基づき大所高所からの意見を取締役会・監査役会において発言しております。また、社外監査役は代表取締役社長との意見交換会において経営方針等の説明を受け専門的知見、経験を活かした社外の観点から意見を述べております。

さらに社外取締役5名（うち3名は独立役員）と監査役3名の間で意見交換会を行い、当事業年度及び今後における経営課題やリスク認識について幅広くディスカッションをいたしました。

業務監査	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会への出席及び意見の表明 取締役・執行役員の職務執行監査 取締役会・経営会議議案相当性監査 重要会議（経営会議、内部統制委員会、コンプライアンス委員会等）への出席及び意見の表明 重要な資料（重要な決裁資料、稟議書、契約書等）の閲覧と検証 当社及び子会社の主要事業所への往査及びオンライン形式による社員へのインタビュー 代表取締役及び執行役員、子会社取締役・執行役員との意見交換 内部監査部門より内部監査計画及び監査結果の受領と意見交換 各統制部門（財務統括部門、法務・コンプライアンス部門、人事部門、経営企画部門等）からの報告聴取と意見交換 各子会社監査役との意見交換（グループ監査役連絡会の実施 1回/半期）
会計監査	<ul style="list-style-type: none"> 会計監査人より監査計画及び四半期レビュー報告・期末決算監査結果の受領と意見交換 会計監査人による使用人へのインタビュー同席 会計監査人の監査の相当性検証 会計監査人の選解任評価 会計監査人の監査報酬の検証 三様監査（常勤監査役・会計監査人・監査部）の三者での定期的会合による監査情報の共有と意見交換（1回/四半期） 会計監査人と監査上の主要な検討事項についての協議と検証
社外取締役と監査役の意見交換	<p>社外取締役5名と監査役3名による意見交換会を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ■開催頻度 5回/年（個別） ■所要時間 1時間/回 ■意見交換テーマ <p>改訂コーポレートガバナンス・コードの主要論点</p> <ul style="list-style-type: none"> 取締役会の機能発揮 企業の中核人材における多様性の確保 サステナビリティを巡る課題への取り組み 監査に対する信頼性の確保及び内部統制・リスクマネジメント グループガバナンスの在り方

(2)

e 監査役会の実効性評価

監査役会として当事業年度においても監査役会の実効性評価を実施し、その概要は当社ウェブサイトを開示しております。本実効性評価は2017年2月期より毎事業年度継続しており、監査役3名（常勤監査役1名、社外監査役2名）が当事業年度の監査活動を振り返り、監査品質の向上を目的に評価・分析を行い実効性向上のための取り組みを認識した上で翌事業年度の監査計画へ反映を行っております。本実効性評価はこれまで15項目の評価項目で実施してまいりましたが、当事業年度は「サステナビリティ課題への対応の有効性」を項目として追加し全16項目を評価いたしました。各監査役が評価を行った後、3名で協議を行った結果、当監査役会は当事業年度の監査活動は「有効に機能していた」と結論付けました。

評価項目	
1.	監査役会の構成と運営の有効性
2.	企業集団監査役監査体制の有効性
3.	コーポレートガバナンス・コードへの対応の有効性
4.	会計監査人の選解任の判断手続きの有効性
5.	取締役、取締役会対応の有効性
6.	リスクマネジメント体制監視の有効性
7.	内部統制構築の監視・検証の有効性
8.	リーガル・コンプライアンス体制の監視、検証の有効性
9.	内部監査の監視及び監査役監査との連携の有効性
10.	会計監査人監査の監視及び監査役監査との連携の有効性
11.	三様監査連携体制の有効性
12.	財務報告・情報開示の監視、検証の有効性
13.	重要な法令違反、不適切な会計処理等の不祥事対応の有効性
14.	ITガバナンス及び情報システム体制の有効性
15.	監査役監査のドキュメンテーションの有効性
16.	サステナビリティ課題への対応の有効性

また、当監査役会は、2023年2月期においても監査の網羅性・実効性を高めるため企業集団内部統制の有効性検証のための監査体制、財務・非財務情報開示の有効性検証のための監査体制、サステナビリティ対応の有効性検証のための監査体制を重点取組事項として努めてまいります。

企業集団の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に資するため、監査の実効性の担保、並びに事業継続活動の監視等に努めることで取締役会と協働でさらなるコーポレート・ガバナンスの強化に努めて参る所存でございます。

- (1) 常勤監査役と社外監査役の役割を明示したうえで、監査役の取組み内容を端的に記載
- (2) 監査役会の実効性評価について端的に記載するとともに、監査役会の監査活動の内容を含めた評価結果の概要をウェブサイトを開示している旨を記載

● 株式会社ベルシステム24ホールディングス（2/2）有価証券報告書（2022年2月期） P56-58

【監査の状況】 ※ 一部抜粋

② 内部監査の状況

(中略)

b 内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

内部監査、監査役及び会計監査人は、三様監査の連携を強めるべく、定期的（四半期ごとに1回）に会合を持ち、互いの監査によって得られた情報を共有するとともに、三者の連携のあり方について協議を行い、実効的な監査環境の整備に努めております。

また、監査部は、財務報告に係る内部統制の整備・運用について、独立した立場で評価し、その結果を内部統制部門に連携し、取締役会等に報告しております。

③ 会計監査の状況

a 監査法人の名称

P w C あらた有限責任監査法人

当社は、P w C あらた有限責任監査法人と監査契約を締結し、通常の会計監査に加え、重要な会計的課題について随時相談・検討を実施しております。

(中略)

e 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、監査役監査基準第34条（会計監査人の選任等の手続き）に基づき、監査役会が規定した「会計監査人の選解任評価基準」に従い評価を実施いたしました。その結果、現会計監査人であるP w C あらた有限責任監査法人に大きな問題は発見されず、十分な評価でありました。

また、同法人は2017年に制定された監査法人のガバナンス・コードへの対応状況についても原則1～原則5まですべて対応済みであり、監査役会で決議した会社法施行規則第126条4項による会計監査人の解任又は不再任の決定の方針に照らしても不再任とすべき事項は見当たらず、当社の会計監査人として再任する事が妥当と判断致しました。

f 監査役会が会計監査人の評価を行った場合、その旨及びその内容

監査役会は、日本監査役協会が定めた「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、会計監査人の選解任基準を規定し、会計監査人の監査遂行能力を次の6つの項目について評価致しました。①監査法人の品質管理、②監査チーム、③監査報酬等、④監査役とのコミュニケーション、⑤経営者等との関係、⑥不正リスク上記項目は四半期レビュー報告や三様監査連絡会（監査役、会計監査人、内部監査の合同会合）等の会計監査人とのコミュニケーションと評価時の面談、執行側から意見聴取等により監査役会が評価致しました。

- 会計監査人の再任にあたり、監査法人のガバナンス・コードへの対応状況についても確認している旨を端的に記載

7. 「監査の状況」の開示例

● 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ (1/1) 有価証券報告書 (2022年3月期) P114-115

【監査の状況】 ※ 一部抜粋

① 監査委員及び監査委員会の状況

(中略)

主計部門・会計監査人との協議

主計部門・会計監査人からはグループの連結決算及び会計監査の状況について、各四半期を含む年間をつうじて詳細な説明を受けております。主計部門からは、特に重要な会計上の見積りを要する事項をはじめ、グループの連結決算に係る会計処理及び開示を含む財務報告上の主要テーマについて報告を受け協議を行っております。

また、会計監査人からは、期初の段階で年間監査計画の説明を受けるとともに、その実施状況について報告を受け協議を行っております。特に当期の会計上の及び監査上の主要な検討事項(KAM)として認識された与信費用・貸倒引当金の会計処理及び開示並びにその他の重要事項については、主計部門及び会計監査人より詳細な説明を受け質疑を行いました。

会計監査人の再任に係る検討

監査委員会は、上記の年間にわたるコミュニケーションをつうじて、会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを監視し検証するとともに、会計監査人より、その職務が適正に行われることを確保する体制の整備とその運用状況について報告を受け質疑を行いました。また会計監査人より、当社会計監査人としての適格性及び監査法人のガバナンス・コードの適用状況に関するプレゼンテーションを受け、質疑を行いました。これらを踏まえ、当監査委員会が定める「会計監査人独立性評価ガイド」に照らして検討した結果、現任会計監査人を次期事業年度の会計監査人として再任することが相当であると判断しました。具体的な実施内容は以下のとおりです。

時期	具体的な実施内容
2021年12月	監査委員会にて、会計監査人の再任に係るプロセスを協議。
2022年04月	当社会計監査人としての適格性及び監査法人のガバナンス・コードの原則への適用状況に関して、会計監査人がプレゼンテーション実施。
同上	監査委員会にて、現任会計監査人を次期事業年度の会計監査人として再任することを決議。
2022年05月	取締役会にて、上記会計監査人の再任決議を報告。

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した留意事項及び会議等の運営方法(海外拠点監査を含む)

新型コロナウイルス感染症が引続き当事業に大きく影響する中、監査委員会は、執行部門等より、新型コロナウイルス感染症が影響を及ぼしうる分野、特にオペレーショナルリスクを含むリスク管理全般、顧客事業者の資金繰り支援等の施策及び今後の事業戦略検討の状況等について報告を受け、必要に応じて執行部門による対策会議に出席して対応状況のモニタリングを行いました。また、期末連結決算及び会計監査人による監査への影響については、グループ各社の決算作業及び会計監査の進捗状況について主計部門及び会計監査人より報告を受け、協議を行いました。

また、内外主要子会社の状況についても、子会社の監査委員会等から随時報告を受けました。結果として、連結決算及び会計監査人の監査は、特段の障害なく予定どおり完了しております。

なお、内外拠点の監査を含め、年間の監査活動においては、コロナ禍の状況に鑑み、監査の実効性に支障を来すことがないよう、対面形式に加えて電話回線又はインターネット等を活用したリモート形式の面談等を行いました。

(1) KAMの検討過程を端的に記載

(2) 会計監査人の選任プロセスについて、監査法人のガバナンス・コードへの適用状況の確認を含め、実施した内容を時系列に沿って端的に記載

7. 「監査の状況」の開示例

●三井物産株式会社（1/1）有価証券報告書（2022年3月期） P107-109

【監査の状況】 ※ 一部抜粋

監査役会の活動状況：

- ・監査役会は、原則として取締役会開催に先立ち定期的に開催されるほか必要に応じて随時開催されます。
- ・監査役会は、法令、定款及び監査役会規程の定めるところにより、監査に係る重要事項について報告を受け、協議を行い、または決議をします。
- ・当連結会計年度の監査役会における主な協議事項や決議事項は、以下の通りです。

協議事項、決議事項	具体的な内容
監査方針、監査計画及び業務分担	監査方針の策定に関して、内部統制体制の構築・運用の土台となるグループ行動指針の浸透とそれに沿った企業活動の実施の確認に重点を置いています。さらに、企業活動を取り巻く外部環境の変化を捉え、ESG、新しい働き方等多角的な視点で監査方針の策定を行っています。年間の監査結果を踏まえ、監査役会として認識された課題につき、取締役会に対して、監査中間報告及び監査報告を行うとともに、取締役会に対する提言に関して意見交換を行い、これらの内容の社内周知を図っています。また、監査役会指定重要関係会社を選定し、監査役監査活動の濃淡管理の一助としています。
会計監査人に関する評価	評価にあたっては、会計監査人による自己評価、及び経理部、内部監査部等からの会計監査活動に関する意見聴取に加えて、会計監査人の事務所としての相当性・独立性を確認し、評価に役立てています。また、監査役会として会計監査人再任時に個別課題の提示を行い、会計監査人との月例会議等を通じて、進捗報告を受けています。
常勤監査役による監査活動状況	社外監査役に対して、常勤監査役主要活動状況（経営会議、ポートフォリオ管理委員会、等の出席報告、事業本部長、コーポレート部長との情報交換会での特記事項）の共有を行っています。
取締役会に付議される主要案件の内容及び審議過程	主に取締役会に先立ち開催される監査役会の場で、主要議題に対して意見交換を行っています。
当社連結内部統制上の課題等の当社執行状況	取締役会等への出席を通じて、当社連結内部統制体制の整備に関する決定が行われていることを確認しています。また、監査役会が取締役会に対して実施した内部統制体制の構築・運用に関する提言についても、取締役会との意見交換等を通じて、その対応状況の確認を行っています。
監査上の主要な検討事項（KAM）(*)に関する会計監査人とのコミュニケーション	ロシア・ウクライナ情勢に伴う当社事業リスク、気候変動リスクやそれに伴う将来油価前提等に関して、会計監査人と活発な意見交換を行いました。
監査役選任議案への同意	社外監査役の交代にあたり、当社及び当社事業の置かれている社内外環境認識、監査役に期待される具備すべきスキル等の再整理を踏まえ、新任監査役候補の評価を実施し、選任議案への同意を行いました。
監査役会実効性評価	全監査役に対する個別ヒアリングをもとに、監査役会の構成及び体制、監査役会等の運営状況及び審議状況、年間の監査活動等を振り返り、監査役会における意見交換を経て、自己評価を行っています。当連結会計年度の実効性に関しては、適切に確保されていると評価しました。

(*) Key Audit Matters

監査役の主な活動：

- ・監査役の主な活動内容は以下の通りで、常勤、社外別に実施した主な活動に○印を付しています。
- ・当連結会計年度においては、前連結会計年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大により往査等に関して制約を受けましたが、現地往訪に代えてWeb会議システムを活用した面談機会の拡充や国内での緊急事態宣言解除後の国内支社及び関係会社往訪等により、監査品質の維持に努めました。

(2)

活動内容	常勤	社外
取締役会への出席	○	○
取締役会諮問委員会への出席 (ガバナンス委員会、指名委員会、報酬委員会)		○
社外役員会議への出席	△ (*1)	○
重要会議への出席 (経営会議、ポートフォリオ管理委員会、サステナビリティ委員会、開示委員会、コンプライアンス委員会、情報戦略委員会、事業本部長会議、等)	○	
社内取締役との個別面談	○	○
社外取締役との意見交換	○	○
執行役員との個別対話、事業本部長、コーポレート部長からの情報収集	○	
子会社常勤監査役からの報告・意見交換 (子会社常勤監査役の監査活動報告、子会社常勤監査役との全体・個別会議)	○	○
内部統制体制システムの整備・運用状況の調査 (内部監査部監査講評会、J-SOX委員会、重要な決裁書類等の閲覧)	○	
本店・主要事業所での調査 (国内外支店、事務所、海外現地法人、監査役会指定重要関係会社への往訪)	○	○
会計監査人による監査・レビュー状況に関するコミュニケーション (会計監査人との月例会)	○	○
会計監査人、内部監査部との連携 (年2回の三様監査連絡会での監査活動状況の共有、監査関連事項に関する討議)	○	○

*1 常勤監査役は、社外役員会議のうち、会計監査の方針にかかる社外取締役、監査役及び会計監査人との間の意見交換及び情報交換を行った回に参加しました。

(1) KAMの検討過程を端的に記載

(2) 監査役の主要な業務内容を具体的に記載するとともに、常勤監査役と社外監査役の役割分担を記載

7. 「監査の状況」の開示例

● 三菱商事株式会社（1/2）有価証券報告書（2022年3月期） P97-99

【監査の状況】 ※ 一部抜粋

① 監査役監査

a. 組織・人員

当社の監査役は5名であり、社内監査役2名と社外監査役3名から構成されています。社内監査役である平野肇氏は全社経営、鴨脚光眞氏は全社経営及び財務・会計部門における経験があり、それぞれ常勤監査役に選任されています。また、常勤監査役 平野肇氏が、監査役会の議長及び特定監査役を務めています。なお、社外監査役のうち佐藤りえ子氏、及び中尾健氏は、それぞれ、弁護士（企業法務）、公認会計士としての長年の経験を有しています。また、もう一名の社外監査役である小木曾麻里氏は、ESG及びファイナンスへの深い造詣を有しています。監査役5名の内、常勤監査役 鴨脚光眞氏及び社外監査役 中尾健氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。監査役を補佐する独立の組織として監査役室を設置しており、8名（提出日時点）の専任スタッフが対応する体制としています。

b. 監査役会の活動状況

監査役会は、原則月1回開催しています。2021年度は合計12回開催し、全監査役が在任中の全ての監査役会に出席しています。2021年度の監査役会所要時間は最大1時間40分、平均1時間7分となり、年間を通じて次のような決議、協議及び報告がなされました。これらに加え、監査役会では主要な投融資案件や監査活動で把握した課題等についても共有し、議論しています。

決議12件：監査計画・往査先、監査役選任案、及び会計監査人の再任・報酬、監査報告書案等

協議 8件：監査役会運営方法、監査記録、及び監査役監査レビュー等

報告62件：会社決算に関する事項、会計監査人監査状況（監査上の主要な検討事項（KAM）対応状況含む）、監査部監査結果、及び訴訟・コンプライアンス事案等

監査計画については、毎年年度開始前に監査計画を立て、当該年度の重点監査項目を定めています。2021年度は以下項目を重点監査項目として監査し、必要に応じて執行側に提言を行いました。

1. 中期経営戦略2021の総括

・DX施策によるビジネスモデルの変革：

全社横断でのDX関連の取組及び各ビジネスグループにおけるDX関連の取組の進捗と課題につき、関係部局のヒアリング及びモニタリングを行いました。

・事業ポートフォリオの最適化の現状

関係部局との対話や社内会議への参加等を通じて、投資入替施策と赤字会社対応状況を確認しました。

・循環型成長モデルに基づく資産最適化の進捗

循環型成長モデルのコンセプトに基づき、各意思決定機関において資産入替に係る意思決定がなされていることを確認しました。

・新人事制度の運用／経営人材育成の取組

新人事制度に係る取締役会宛報告や人事部長との対話等を通じて、各種施策の進捗状況を確認しました。

2. 連結経営の深化

・本店／拠点／事業会社の役割分担とその在り方

担当役員との対話や国内外拠点への往査等を通じ、全社の役割期待に沿って各拠点が活動を行っていることを確認し、また事業会社の往査等を通じて各社の自立化に向けた状況を確認しました。

・事業会社の実態に応じた権限移譲と管理体制の整備運用の現状

本部長対話や社内会議への参加、事業会社への往査等を通じて、各事業会社における権限移譲の状況、及びそのガバナンス体制の整備運用状況につき、確認しました。

3. エネルギー・トランスフォーメーション（EX）／サステナビリティへの取組

・EXに向けた取組／脱炭素社会を見据えた当社グループとしての取組推進

社内各組織が横断的に取組み、「カーボンニュートラル社会へのロードマップ」の策定・対外公表が行われたことを確認しました。

4. コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取り組み

・取締役会における審議の充実

役員宛の取締役会議題の事前説明機会の増加や取締役会審議事項の選別等が進んだことを確認しました。

・ポストコロナの新たなワークスタイルを踏まえた監査／内部統制の実効性確保

オンライン会議システムを活用し、効率的に対話・往査を実施すると共に、コロナ禍での監査方法や潜在リスクにつき、内部監査組織や会計監査人、事業会社監査役とも意見交換を行いました。

- 監査役会の活動状況として、監査重点項目を掲げ、取締役会における審議の充実のための確認等について、実施した内容を具体的に記載

7. 「監査の状況」の開示例

●●三菱商事株式会社（2/2）有価証券報告書（2022年3月期） P97-99

【監査の状況】 ※ 一部抜粋

c. 監査役の主な活動

監査役は年間を通じて主に以下の活動を行っています。

1. 経営執行責任者との対話

監査役は、取締役会長、社長、各コーポレート担当役員、各営業グループCEO、営業グループ各本部長・各管理部長、監査部長、経営企画部長及びコーポレートスタッフ部門各部長との対話を実施しています。2021年度は全65回実施し、内62回において社外監査役が1名以上参加しています。

2. 重要会議への出席

常勤監査役は、監査役会のほか、取締役会及びガバナンス・指名・報酬委員会、並びに社長室会事業戦略会議等の主要な社内経営会議に出席し、必要な意見を述べています（2021年度は全130回）。社外監査役は、監査役会に加え、社長室会以下の会議体での審議内容を聴取した上で取締役会に出席し、必要な意見を述べています（2021年度は全25回）。

3. 往査・視察

監査役は、国内外のグループ会社への往査・視察を積極的にに行い、現場状況の把握に努めています。監査役の往査・視察先の選定にあたっては、出資額や純利益といった定量面に加え、当該会社を取り巻く事業環境やコンプライアンス事案の発生状況等の定性面も選定基準に取り入れています。

2021年度も昨年度に続き、新型コロナウイルスの影響により特に海外渡航への制約・制限があったことから、国内の往査・視察先を充実させたほか、海外についても各種ツールによるリモート往査の手法を採り入れ、状況に応じた対応を進めました。2021年度においては、海外3か国3社、国内15社の当社グループ企業の経営執行責任者、及び国内外11拠点の全社拠点長と対話を行い、往査・視察結果を取締役会長、社長、関連の担当役員等へ報告しています。尚、社外監査役は1名以上が海外3か国3社、国内14社、国内外9拠点の往査・視察に参加しています。

4. 三様監査

会計監査人や内部監査部門と月1回以上の頻度で定期的に会合を持ち、緊密な連携を通じて当社の状況を適時適切に把握し、情報交換・意見交換を行っています。

5. グループ・ガバナンスの強化

当社グループ企業の経営執行責任者との対話に加え、国内主要グループ企業39社の監査役と四半期毎の情報交換の機会を設ける一方、グループ企業の監査役間でも少人数の分科会を開催し、情報共有や意見交換の場を提供しています。また、グループ企業に派遣される常勤監査役への派遣前研修等のサポートも実施しています。今後も定期的なモニタリングを通じてグループ・ガバナンスの強化を図っていきます。

6. 社外役員間の連携強化

監査役による経営執行責任者との対話や取締役会に諮られる重要案件等の事前説明には、社外取締役も参加しているほか、独立社外役員会議等の様々な場での意見交換を通じ、社外監査役及び社外取締役の間での連携を強化しています。

7. 監査役（会）活動の実効性向上に向けた取組

監査役監査の実効性向上を目的に、2021年度は従来行ってきた監査役会の活動レビューをより充実させました。具体的には、期中及び期末に事務局による各監査役宛ヒアリングを実施し、監査活動全般に係る気付きや次年度に向けた改善点を洗い出したうえで、その結果につき監査役会において共有・議論しました。また、同ヒアリングでは期初に設定した重点監査項目の監査進捗状況についても議論を行い、その中で得た気付きを執行側に改めてフィードバックするプロセスを加えるなど、監査方法の改善を試みました。

② 内部監査

内部監査については、監査部（2022年4月1日現在83名）が全社的な見地から当社、現地法人及び関係会社の監査を行っていることに加え、個々の営業グループも各々内部監査組織を設けて、管下組織の監査を連結ベースで行っています。これらの内部監査は、年間の監査計画に基づき、監査先を選定の上実施しており、監査の結果については、都度社長及び監査役等に報告するとともに、定期的に取締役会及び社長室会に報告しています。

③ 会計監査

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、東川裕樹、大谷博史、伊藤惣悟の3氏であり、有限責任監査法人トーマツに所属しています。また、当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士29名、会計士試験合格者18名、その他56名となっています。当社は、監査役会で定めた評価基準に沿ってその監査体制、独立性、専門性及び職務遂行状況等を総合的に評価し、グローバルな事業活動を監査する会計監査人として適任か否かを判断することとしています。

また、当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役の全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針です。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する方針です。加えて、監査役会が会計監査人の職務執行状況その他諸般の事情を総合的に勘案・評価し、解任又は不再任とすることが適切であると判断した場合は、当該会計監査人を解任又は不再任とし、新たな会計監査人を選任する議案を株主総会に提出する方針です。当社の監査役及び監査役会は、2021年度も上述のプロセスに従い会計監査人に対して評価を行っています。その結果、現会計監査人は職務遂行を適正に行うことを確保するための体制を具備し、独立の立場を保持しつつ職業的専門家として適切な監査を実施しているものと評価し、監査役会で再任を決議しています。

なお、有限責任監査法人トーマツによる継続監査期間は69年間です。

(2)

（ご参考）監査役と会計監査人との連携内容

連携内容 (2021年度実績)	概要	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
四半期レビュー報告	決算監査の状況等の説明					●			●				●
監査計画	監査計画及び監査報酬案の説明				●						●		
監査報告書	会社法・金融商品取引法監査の結果		●	●									
内部統制監査報告	監査結果説明			●									
情報・意見交換	諸規制や法令の施行・改訂や、会計監査の新しい手法・課題、監査役往査先の状況等に関する情報・意見交換	●			●		●	●			●	●	●

④ 監査役監査、内部監査及び会計監査の相互連携及び内部統制部門との関係

監査役、主計部及び会計監査人は、四半期決算時及び月次での定例会を開催するとともに、子会社・関連会社とも随時意見交換の機会を設けています。

また、監査部による四半期ごとの監査役会への監査報告や監査役と監査部の月次定例会、及び監査役・監査部による子会社・関連会社の監査役・内部監査部門を交えた連絡会等を実施しています。これらの連携により、三様監査の連結ベースの強化を図っています。

(1) 監査役の活動内容について、実効性向上に向けた取組みとして監査で得た気付きを執行側にフィードバックするプロセスを追加している等、具体的に記載

(2) 監査役と会計監査人との連携内容や実施時期について端的に記載

7. 「監査の状況」の開示例

●オムロン株式会社（1/1）有価証券報告書（2022年3月期） P96

【監査の状況】 ※ 一部抜粋

5. 会計監査人との連携状況

監査役会は、会計監査人との定例会議をはじめとした会合（年5回以上）を設け、グローバル理財本部長やグローバル監査室長の同席のもと、四半期レビューの他、財務報告に係る内部統制システムの監査状況等について情報交換を行っています。特にKAM（監査上の主要な検討事項（Key Audit Matters））の検討については、定期的に会計監査人からの報告を受け、その内容をレビューし、当社の事業リスクとの整合性の有無や、より多角的な視点の検討の要否について議論を深めてきました。

また当事業年度は、会計監査人との間でディスカッションの時間を拡大し、活発な意見交換を行いながら情報を共有し、有効かつ効率的な監査のための連携のあり方等を具体的に検討しました。当事業年度に係る財務諸表監査等における主な報告・検討事項は次の通りです。

主な報告・検討事項	月												
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	
監査基本方針と監査スケジュール	■												
四半期レビュー・トピックス	■			■			■						
監査重点領域およびKAMの検討	■			■			■		■	■	■	■	
J-SOX監査・内部統制状況				■			■		■	■	■	■	
会計監査人の職務の遂行に関する事項	■			■			■				■		
会計監査人監査報告書											■	■	
三様監査会議								■		■			
グループ会社における課題・発見事項		■	■						■				

- 監査役会と会計監査人との連携について、KAMの検討を含め、その内容や実施時期を端的に記載

7. 「監査の状況」の開示例

●●株式会社リコー（1/3）有価証券報告書（2022年3月期） P100-102

【監査の状況】 ※ 一部抜粋

(2)

① 監査役監査の状況

a. 組織・人員

当社の監査役会は、監査役5名であり、うち社外監査役が3名となります。各監査役の状況は以下のとおりです。

役職名	氏名	経歴等
常勤監査役	辻 和浩	当社の人事・総務・秘書室での豊富な経験、及びグローバルな人的ネットワークを有し、子会社へのリスクマネジメント推進を通じた監査視点も有しております。
常勤監査役	佐藤 慎二	当社及び前職の三井物産株式会社において、国内外事業所及び関係会社での経理財務業務並びに関係会社社長・内部監査業務などの豊富な経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
社外監査役	太田 洋	M&Aや企業法務を専門とする弁護士として多くの案件実績があり、コーポレート・ガバナンスの専門家としての豊富な経験を有しております。
社外監査役	小林 省治	花王株式会社の事業部門長や執行役員等を歴任、同社常勤監査役も勤める等、研究開発・グローバル企業の事業経営及びガバナンスに関して、豊富な経験と高い知見を有しております。
社外監査役	古川 康信	公認会計士及びEY新日本有限責任監査法人において業務執行社員として海外展開するグローバル企業の監査を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

また、監査役会における主な共有・検討事項は以下のとおりです。
 決議13件：監査方針、監査計画及び業務分担、監査役会の監査報告書、監査役の選任議案への同意、会計監査人の再任、会計監査人の監査報酬に関する同意 など
 協議27件：取締役会に向けた意見交換・審議状況レビュー、会計監査人の評価、監査方針・計画案、監査役会の監査報告書案、監査実績説明書案、監査役監査活動まとめ内容、代表取締役・取締役会議長との定例会議案・フォロー内容 など
 報告50件：常勤監査役職務執行状況(月次)、監査実績レビュー結果、投資委員会の運用状況、開示体制の構築・運用状況、会計監査人の非監査業務状況、有価証券報告書内容 など

(1)

また、監査役室を設置し、専従かつ執行側からの一定の独立性が確保された従業員4名を配置し、グローバルな情報収集・分析や現地調査の支援など、監査役の職務を補助しております。

b. 監査役会の運営

当事業年度において、監査役会は合計14回開催され、1回あたりの平均所要時間は約2時間20分でありました。なお、当事業年度においても新型コロナウイルス感染予防対策として、監査役会についてもリモート会議を併用しながらの開催としております。各常勤監査役、及び社外監査役の監査役会並びに取締役会への出席状況は以下のとおりとなります。

役職名	氏名	当事業年度の 監査役会出席率	当事業年度の 取締役会出席率
常勤監査役	大澤 洋 (注1)	100% (4/4回)	100% (2/2回)
常勤監査役	辻 和浩	100% (14/14回)	100% (12/12回)
常勤監査役	佐藤 慎二 (注2)	100% (10/10回)	100% (10/10回)
社外監査役	太田 洋	93% (13/14回)	92% (11/12回)
社外監査役	小林 省治	100% (14/14回)	100% (12/12回)
社外監査役	古川 康信	93% (13/14回)	83% (10/12回)

(注) 1 大澤洋氏は、2021年6月24日開催の第121回定時株主総会終結の時をもって退任するまでの出席回数を記載しております。

(注) 2 佐藤慎二氏は、同総会において選任され、就任した後の出席回数を記載しております。

(1) 監査役における監査役会及び取締役会の出席状況に加え、監査役会の1回あたりの平均所要時間を記載

(2) 監査役会における決議、協議、報告事項の内容を実績件数とともに端的に記載

7. 「監査の状況」の開示例

● 株式会社リコー（2/3） 有価証券報告書（2022年3月期） P100-102

【監査の状況】 ※ 一部抜粋

C. 監査役会及び監査役の活動状況

監査役会は、(1)取締役、(2)業務執行、(3)子会社、(4)内部監査、(5)会計監査の5つの領域についてのリスクや課題を検討し年間の活動計画を定めました。各領域に対する監査活動の概要は表1のとおりになります。

これらの監査活動を通じて認識した事項について、取締役や執行部門に課題提起や提言を行いました。

表1：監査活動の概要 ★監査役が主催する会議

領域	内容	職務分担	
		常勤 監査役	社外 監査役
(1) 取締役	取締役会への出席	●	●
	指名委員会・報酬委員会へのオブザーブ出席		●
	取締役会議長・代表取締役との定例会の開催(四半期ごと)★	●	●
	取締役・監査役によるガバナンス検討会の開催★	●	●
	社外役員会議(社外取締役・監査役による意見交換会)の開催★	●	●
(2) 業務執行	本社・事業所への往査(リモート含む)	●	□
	グループマネジメントコミッティ(GMC)への出席	●	
	業績審議会、各ビジネスユニット事業運営会議、投資委員会、その他重要会議への出席	●	
	CEO定例会・CFO定例会の開催(月次)★	●	
	主要部門長及び各ビジネスユニットプレジデントとの情報共有会の開催★	●	
	リスクマネジメント部門との定例会の開催(月次)★	●	
(3) 子会社	重要書類の閲覧・確認(重要会議議案書・議事録、決裁書類、契約書等)	●	
	子会社の往査(リモート含む)	●	□
	子会社監査役との定例会の開催(月次)★	●	
(4) 内部監査	グループ監査役情報交換会の開催★	●	□
	内部監査部門からの内部監査計画説明、結果報告(四半期ごと)★	●	●
	内部監査部門との定例会の開催(月次)★	●	
(5) 会計監査	三様監査会議の開催(月次)★	●	
	会計監査人からの監査計画説明、四半期レビュー報告、監査結果報告	●	●
	会計監査人評価の実施	●	●

職務分担[●：職務担当 □：任意/部分的に担当]

なお、当事業年度の監査上の主要な検討事項(KAM: Key Audit Matters)については、会計監査人の監査計画説明や四半期監査報告などで検討状況について確認するとともに、執行側に対しても適宜コミュニケーションを図っております。

- 監査役会等の活動内容を領域ごとに区分するとともに、常勤監査役及び社外監査役の職務分担を分かりやすく記載

7. 「監査の状況」の開示例

● 株式会社リコー（3/3）有価証券報告書（2022年3月期） P100-102

【監査の状況】 ※ 一部抜粋

当事業年度より、当社は新しく社内カンパニー制へ移行しております。監査役会ではこれらの事業活動において想定されるリスクの検討を行いました。その結果、表1に示した監査活動に加えて、「各ビジネスユニットにおける内部統制システム、リスクマネジメント及び子会社管理体制の監査」並びに「グループ本部によるガバナンスの実効性の監査」を当事業年度の重点実施項目として定めました。

(1) 各ビジネスユニットにおける内部統制システム、リスクマネジメント及び子会社管理体制の監査

社内カンパニー制により、各ビジネスユニットには権限委譲が行われ、自律的・スピーディーな経営が求められており、ガバナンス上の変化が生じる①～③の点について監視・検証を行いました。

- ①各ビジネスユニットにおける内部統制システム・リスクマネジメントの設計・構築・運用状況
- ②各ビジネスユニットとグループ本部側との役割分担及び各ビジネスユニットへの支援機能の利用状況
- ③主管管理部門(注3)変更による子会社管理の実効性と、子会社側で新たに生じた課題の有無

●重要会議の出席・各ビジネスユニットプレジデントとの情報共有

- ・各ビジネスユニットの監査役レビューに加え、それぞれの事業運営会議への参加や各ビジネスユニットプレジデントとのミーティングを適宜行い、各ビジネスユニットによる意思決定や報告内容、事業運営状況の把握に努めました。
- ・ポートフォリオマネジメント会議へ参加し、将来の事業ポートフォリオに対する検討状況を確認しました。

●社内カンパニー制による子会社管理体制の変更も考慮した監査役レビュー先の選定(29子会社)

- ・管轄する主管管理部門の変更や、複数のビジネスユニットの事業が共存する子会社を監査役レビュー先として選定し、その管理状況について確認しました。
- ・従来から監査役室にて整備、活用している「拠点リスクマップ」(注4)のリスク情報に基づく選定に加え、主要な子会社としての選定も行い、上記①～③の視点における影響について確認しました。

(注) 3 主管管理部門：本社の子会社管理部門

(注) 4 拠点リスクマップ：子会社の基本情報、リスク情報を一元管理、情報共有できるようにしたデータベース

(2) グループ本部によるガバナンス実効性の監査

グループ本部による当社グループ全体へのガバナンスや牽制機能、本社横串機能及び各ビジネスユニットへの支援機能、並びにグループ本部内部の役割分担の明確化について監視・検証を行いました。

また、内部統制システムの全体設計、及び経理、法務などグループ本部と内部監査との包括的な強化について、課題と今後の方向性の確認を行いました。

●グループ本部機能責任者との適宜の情報共有・機能部門の会議への参加

- ・グループ本部の各組織(18組織：グローバルヘッドクォーター、プラットフォーム、プロフェッショナルサービスの各組織)の監査役レビューに加えて、グループ本部の機能責任者との情報共有を適宜行い、情報収集・報告体制の強化を図りました。
 - ・SCM経営会議やデジタル戦略会議などのグループ本部の機能部門による会議にも参加し、事業遂行状況や課題などの確認を行いました。
- 取締役・監査役間の情報共有及び意見交換
- ・社外役員会議において、監査活動を通じて把握した、グループ本部によるガバナンスの状況などを、社外取締役と共有し、意見交換を行いました。
 - ・ガバナンス検討会においては、社内カンパニー制移行に伴うガバナンスの点検をテーマとした議論を行い、特に社外取締役への情報共有や意見交換を行う機会の充実を図りました。

- 組織体制の変化を踏まえ、想定されるリスクの検討を行い、追加的な監査の重点実施項目を定めるとともに、当該項目への対応について具体的に記載

7. 「監査の状況」の開示例

●不二製油グループ本社株式会社（1/1）有価証券報告書（2022年3月期） P50-51

【監査の状況】 ※ 一部抜粋

① 監査等委員監査の状況

(1) 組織・人員

当社は、2022年6月21日開催の第94回定時株主総会における承認に基づき監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。監査等委員会の組織と人員は次のとおりです。

a. 監査等委員の総員数: 3名 (常勤監査等委員1名、非常勤監査等委員2名)

b. 監査等委員会スタッフ

員数: 1名

専任/兼任の別: 兼任 (兼任先: 内部監査部門)

専門性: 当社内部監査部門における内部監査業務の担当者(グループ長)であり、監査役監査業務について理解と知見を有しております。

c. 財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査等委員

氏名: 魚住 隆太

役職: 非常勤監査等委員 (社外取締役)

資格: 公認会計士

経歴等: 公認会計士として、朝日新和会社(現有限責任あずさ監査法人)にて勤務後、2003年6月朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)代表社員に就任、2010年6月あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 退任、同年7月魚住隆太公認会計士事務所代表(現任)、2013年7月魚住サステナビリティ研究所代表(現任)、2019年6月定時株主総会にて当社社外監査役に就任、その後、2022年6月定時株主総会にて監査等委員である取締役に選任されております。

(2) 当連結会計年度における監査役会設置会社としての監査役および監査役会の活動状況

当連結会計年度におきましては、監査役設置会社として監査役4名(常勤監査役2名、社外監査役2名)で構成される監査役会を原則月1回開催し取締役の職務執行の監査を行いました。監査役会の開催状況及び個々の監査役の出席状況は以下のとおりです。

役職	氏名	開催回数	出席回数	出席率
常勤監査役	澁谷 信	12回	12回	100%
常勤監査役	角谷 武彦	12回	12回	100%
非常勤監査役 (社外監査役)	魚住 隆太	12回	12回	100%
非常勤監査役 (社外監査役)	池田 裕彦	12回	12回	100%

当連結会計年度における監査役会の主な協議事項および報告事項は次のとおりです。

協議事項	監査方針および監査計画の策定、補欠監査役選任議案に関する同意、監査報告書の作成、常勤監査役の選定、会計監査人の監査の相当性に関する意見形成、会計監査人の選任(再任)に関する決定、会計監査人の監査報酬に関する同意等
報告事項	監査活動(経営幹部に対するインタビューの内容、事業所への往査、経営会議付議事項、会計監査人との意見交換の内容、内部通報があった場合の通報内容と通報に対する会社の対応についてのモニタリング状況、その他取締役の職務執行に関する重要事項等

当連結会計年度における重点監査項目及び監査活動の概要は次頁の表に記載のとおりです。なお、新型コロナウイルス感染症の流行拡大がもたらした監査活動への影響を鑑み、訪問によるインタビュー等の監査が困難な海外のグループ会社については必要に応じてWeb面談によるヒアリングを実施し、また、日本国内については新型コロナウイルス感染状況を確認しながら訪問による往査実施の可否を都度判断する形で監査を進めました。

重点監査項目	主な監査活動実績
グループ各社の経営管理状況	グループ会社各社の経営幹部に対するヒアリングを通じた監査を実施 ① 海外地域統括会社(欧州、中国)代表との面談(主にWeb面談) ② 日本国内事業所(子会社)責任者との面談(訪問)
取締役の職務執行状況の把握	経営幹部に対するヒアリング・意見交換 ① 社長CEOとの面談においてコーポレートガバナンスに関する意見交換(本事業年度は特に機関設定変更に係るテーマを重点に) ② 業務執行最高責任者(CAO、CESGO等)との面談・会合において執行状況を聴取の上、監査役としての提言を実施
会計監査人とのコミュニケーション	定期、不定期開催の意見交換やディスカッション ① 四半期毎の監査テーマに関する意見交換会 ② 会計監査人からの四半期決算毎の監査状況の報告会(KAMに関する意見交換を含む) ③ その他監査に関連する重要テーマ(KAMを含む)についてのディスカッション
内部監査部門との連携	内部監査部門との意見交換 ① 社外監査役を含めた監査役会との懇談会 ② 常勤監査役との情報交換 ③ 監査等委員会設置会社移行に向けた連携についての意見交換

② 内部監査の状況

当社内部監査の状況は以下のとおりです。

(1) 組織

当社内部監査部門は、取締役会が直轄する組織として「内部監査グループ」を設置しております。従って、内部監査の活動及び結果等については取締役会に報告しております。

(2) 員数: 5名

(3) 運営

内部監査の効率化を図るため、国内における事業会社(子会社)である不二製油株式会社(子会社)の内部監査部門である「内部監査室」(5名)と連携を図る形で運営しております。

(4) 活動

当社内部監査部門は、当社及び当社グループ会社を対象として、「内部監査規程」に基づき、業務の適正性を監査するとともに、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システム・プロセスの整備、運用状況の監査を実施しております。本事業年度は、海外のインドネシア、マレーシア、タイランド、フィリピンの4カ国5グループ会社の業務監査を実施しました。財務報告に係る内部統制の評価は、当社及び連結子会社17社を対象として全社的な内部統制の評価を行い、連結子会社5社を対象として業務プロセスに係る内部統制の評価を行いました。これら内部監査の結果については、当社の取締役会及び経営会議のみならず、監査役及び当社のグループ内部統制機能を所轄する部署(ESG所管部門、コンプライアンス所管部門、経理部門、安全・品質・環境所管部門等)へ報告するとともに、直接課題提起、改善提案を行うことで、内部統制システムの向上に努めております。また、会計監査人あずさ監査法人とは、主な内部監査結果及び改善の報告、監査役とは連絡会を随時実施、及び内部監査結果および改善の報告を実施、等により相互連携を図りました。

(1) 監査役及び監査役会の活動状況について、

- ・ 監査役会の開催回数や各監査役の出席回数に加え、協議事項及び報告事項の内容を端的に記載
- ・ 監査の重点監査項目を示すとともに、主な監査活動実績を端的に記載

(2) 内部監査部門の活動状況を具体的に記載するとともに、内部監査のレポートラインとして、取締役会及び経営会議のほか監査役等への報告を行っている旨を端的に記載

！ 最新版は金融庁ウェブサイトに掲載しています。 <https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/kaiji.html>

！ 開示の好事例としての公表をもって、開示例の記載内容に誤りが含まれていないことを保証するものではありません。